

しちのへ 農業委員会 だより

第11号 (通巻第16号)

2010年10月1日発行
発行 七戸町農業委員会
編集 編集委員会
所在 七戸町字森ノ上131番地4
電話 68-2967(直通)「内線260・261」
FAX 68-2486
E-mail
nougyou01@town.shichinohe.aomori.jp
発行部数 6,100部

平成22年 七戸町 農村青年結婚相談所による交流会



平成22年8月21日(土)
七戸町中央公園 バーベキューハウス

少子化時代と云われている昨今、「婚活」と称して結婚活動が話題になっております。

近年の若者は自然に出会っての結婚を望んでいると思いますが、出逢いの機会がないのが実情ではないでしょうか。

そこで、当結婚相談所は「食材探して出逢いのひと時を！」をテーマに交流会を計画しました。

対象人数を二十名程度に限定して募集しましたところ、最終的には十五名の参加者がありました。

ふれあいセンター駐車場で出発式をしたあと、バスに乗って町内のトマトの選果施設や東北町の馬鈴薯、大根、ながいもの集出荷施設の見学とハードスケジュールでしたが、お昼は中央公園のバーベキューハウスで昼食をとり簡単なゲームを交えながら交流を深めました。

初めて出会う人達同士の、短い出逢いのひと時でしたが、自然な形で会話が弾んでいるようでした。

すぐにカップル誕生とはいきませんでしたが、出逢いのきっかけにはなったと思います。

家族経営協定について

家族経営協定のススメ

◎家族経営協定とは

経営方針や営農計画、役割分担、収益の分配、働きやすい就業条件などを家族間で十分話し合い、取り決めるものです。女性農業者や後継者の主体的な経営への参画や家計と経営の分離を促し、家族みんなでつくる共同経営を確立する大変有効な手段となります。

◎家族経営協定の制度上のメリット

家族経営協定は家族の話し合い運動の一環です。経営改善や家族個々の意欲増進、経営移譲の円滑化など、様々な観点から農業経営の発展を図るために有効な手段です。

この他に、女性や後継者には次のような政策支援があります。

- ① 認定農業者の共同申請ができる
- ② 農業改良資金（無利子）を活用できる
- ③ 農業者年金の保険料の助成を受けられる（認定農業者又は認定就農者で青色申告者の配偶者または後継者は三十五歳未満で五割、三十五歳以上で三割の国庫補助が受けられる）

☆興味のある方、実際に締結を考えている方は、農業委員会、上北地域県民局農林水産部普及指導室にご相談下さい。

家族経営協定調印

三月二十五日、農業委員会佐藤会長、上北地域県民局地域農林水産部普及指導室外川室長立会のもと、上原子春治さんご家族が家族経営協定の調印を行いました。

今回調印を行った上原子春治さんは、経営主夫婦と後継者夫婦の四者で協定書には、家族がお互いの立場を尊重し、お互いに話し合いそれぞれが能力を発揮し、楽しく安心して働くことができる農業経営と明るい家庭づくりを目指しています。

今回の調印で町内の協定締結者は五十七組目となりました。



「家族経営協定」を結ぶと、こんな効果が！

- 経営理念や経営方針を家族みんなでも共有できるようになり、家族全員の経営意識が向上した。
- 経営のこと以外についても話し合う機会が増え、家族みんなでも協力し合い、結束が強まった。
- 役割分担や就業規則の取り決めを通じて、経営の合理化が進んだ。
- 共同申請制度を利用して、後継者や配偶者も認定農業者になった。また、配偶者や後継者が利用できる制度的なメリットもあるので経営にゆとりができた。
- 部門を任せられるようになって、以前よりも責任とやりがいを感じる。
- 決まった給与を貰えると、将来設計が立てやすく助かる。
- 気持ちと時間の余裕が生まれ、研修や地域活動に参加しやすくなった。
- 後継者へ経営移譲がスムーズにできそうだ。

農地パトロールを実施しました

七戸町農業委員会では、平成十九年から農地パトロールを実施しており、今年で四年目になります。

新たな農地法では、これまで農業委員会が行ってきた「農地パトロール」が法定化されました。(左の写真はパトロール出発式の様子)



パトロールは農業委員が担当地区に別れ巡回し調査を行い、9月総会終了後意見交換会を行いました。調査しての感想としては、営農再開された農地が多かった。放棄地の解消が目立った。管理が良くなってきた。沢田などの営農が無理な所は農地以外の利用方法を検討するべき。管理が悪い農地はどう指導すべきか。など意見ができました。今後、現地調査結果を元に意向調査等も行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

耕作しないでいると…

農業委員会が、年1回の農地の利用状況調査を行い、遊休農地の所有者に対する指導・通知・公告・勧告を行います。

農業委員会が指導するケース

1年以上にわたって農作物の栽培が行われておらず、かつ、今後、農地所有者等の農業経営に反する意向、農地の維持管理（草刈り、耕起等）の状況等からみて、農作物の栽培が行われる見込みがない など

新任職員紹介

事務局長 木村正光

4月の人事で農業委員会事務局長に異動になりました。

農地に関する業務に携わるのは初めてですが、農業委員会の多岐にわたる任務が円滑に進みますよう、事務執行に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

総括主幹 高橋敦子

同じく、四月に農業委員会事務局に異動になりました。

八年ぶりの農業委員会ですが、昨年十二月に農地法が改正になったことにより、仕事の内容も多くなり、また複雑になっていますので、驚いていますが頑張りますので、よろしく申し上げます。

表彰されました

七月二十二日の上十三地区農業委員大会で四名が永年勤続(十年以上)表彰を受けました。

会長 佐藤午之助

職務代理 天間六朗

委員 町屋清志・瀬川秀義

耕作放棄地対策取組状況



下刈り・雑木の伐採風景

七戸町では、耕作放棄地対策として、昨年度「七戸地域耕作放棄地対策協議会」を設立し、国の事業である「耕作放棄地再生利用緊急対策」を活用して耕作放棄地の解消を計画しております。

昨年度は四地区で再生事業を実施しました。

本年度は十六地区三十一ほ場で十二・二ヘクタールの再生作業を予定しております。

総事業費は二千七十五万円で、そのうち国補助金は一千二百九十万円となっております。



耕作されないまま草や雑木が生いしげった水田（再生作業前の耕作放棄地）

右と上2枚の写真は、昨年耕作放棄地対策協議会で再生作業を実施した二ツ森地区の実証ほの写真です。

2枚の水田約七十アールを再生し、今年飼料米を移植と直播で作付けしました。

直播（写真右下）は雑草に負け収穫は見込めませんが、移植（写真左下）は再生初年度でも他の水田同様に収穫できそうです。



抜根後客土・整地をして再生作業終了



移植



直播

農地利用集積円滑化 事業始まる

農地法の改正に伴い、町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」も改正されました。

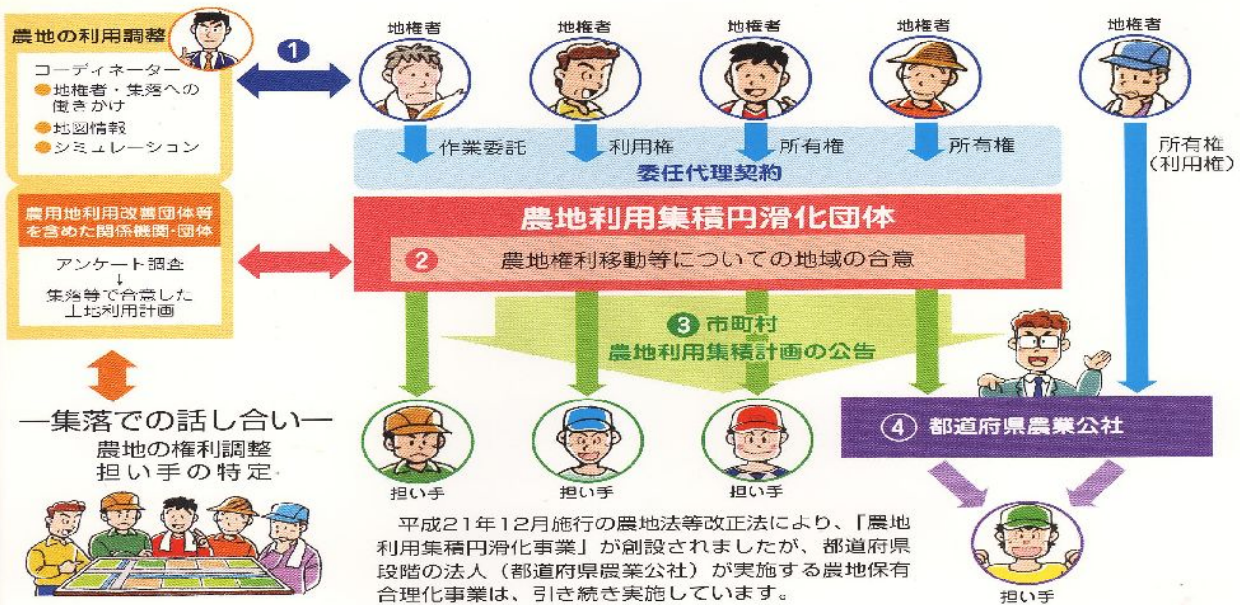
今回の改正で「農地利用集積円滑化事業に関する事項」が新規に追加となりました。

この事業は、農地の所有者（出し手）が自ら耕作が出来ない場合、相手（受け手）を特定せず「農地利用集積円滑化団体」に農地を委任し、円滑化団体は、その農地を受け手に貸し付ける事業です。

この事業による委任期間（貸付期間）は六年以上で、この事業により契約がまとまった場合、今年度は出し手・受け手双方に十アール当たり九千円の奨励金が交付されます。

新しい農地制度で農地の 効率的な利用を図りましょう!!

〔農地利用集積円滑化事業と農地保有合理化事業で農地の貸借・売買を支援〕



- 1 コーディネーター等が地権者に対して働きかけ、農地移動（所有権移転・利用権設定）、農作業委託について農地利用集積円滑化団体と委任契約を結ぶ。
- 2 集まった委任契約に係る農地について、誰から誰に貸すか等について地域内の集落等で合意した土地利用計画を作成する。
- 3 2の農地利用調整計画に沿った農用地利用集積計画の作成を市町村に要請。
- 4 農地保有合理化法人（都道府県農業公社）の中間保有機能を発揮してミスマッチの修正やブロックローテーション等を促進。



「農地利用集積円滑化団体」については、**農林課**へお問い合わせ下さい。
電話 68-2116

農地利用集積の状況について

◎利用権設定で、安心な農地の貸し借りを！ 平成21年4月から平成22年3月までの利用権設定の状況

賃貸借金額等	農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借								
	期間	3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 10年未満	10年以上	計(m ²)
使用貸借 (無償)	件数		2	3	22			10	37
	面積		2,839	26,952	75,063			94,466	199,320
3,000円未満	件数				8	1		1	10
	面積				48,575	23,473		9,058	81,106
3,000円以上 5,000円未満	件数				13		1		14
	面積				72,418		4,996		77,414
5,000円以上 7,000円未満	件数	1			20				21
	面積	2,471			149,306				151,777
7,000円以上 9,000円未満	件数		3	2	22			6	33
	面積		26,951	5,621	193,443			42,440	268,455
9,000円以上 11,000円未満	件数	2	6	4	35		3	2	52
	面積	4,993	38,561	64,744	438,448		27,097	50,929	624,772
11,000円以上 15,000円未満	件数		1		1			2	4
	面積		20,159		5,234			8,165	33,558
20,000円以上	件数			1	2				3
	面積			1,957	4,593				6,550
土地改良区経常 経費等相当額	件数		1		7			1	9
	面積		5,696		31,939			2,662	40,297
米等現物納付	件数			1	9			3	13
	面積			4,805	77,727			33,588	116,120
計	件数	3	13	11	139	1	4	25	196
	面積	7,464	94,206	104,079	1,096,746	23,473	32,093	241,308	1,599,369

利用権設定とは

貸し手・借り手が決めた貸借契約の内容が町や農業委員会に認められることによって契約が成立する方法で、農業経営基盤強化促進法という法律に基づく「安心して農地を貸せるしくみ」です。(使用収益権を移すことになるので、生産調整等の対象面積も移ることになります)

期間が終了したら

貸借期間が終了時に農業委員会より通知いたしますので、再度利用計画がある場合には次により手続きをして下さい。

○**同じ相手に貸す場合**→農業委員会を通して利用権設定の再設定の手続きが必要です。また、賃借料・貸付期間などを見直すこともできます。継続して貸借する場合でもその都度、再設定の手続きにより貸借期間を定めておくことが大切です。

○**違う相手に貸す場合**→農業委員会を通して新たな利用権設定の手続きが必要です。

新規に貸借する農地が次の場合には注意が必要です

☆相続税又は贈与税の納税猶予の特例を受けている農地を貸し付けると猶予が解除となります。

☆農業者年金の経営移譲年金等で使用貸借を結んでいる農地は解約が必要になります。解約した場合は経営移譲の手続きも必要になります。場合によっては経営移譲年金の支給が停止されることがあります。



農地の転用には許可が必要です！！

・・・農地の無断転用はいけません・・・

農地転用とは？

農地に住宅や車庫を建てたり、駐車場や資材置き場や一時的な砂利採取などとして利用する場合でも、事前に許可を受けなければなりません。

また、農地でないと思っている土地でも、地目が農地として残っている場合がありますので必ず確認をして下さい。

許可を受けずに農地の転用をした場合は、農地法違反となり農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく県知事は工事の中止、原状回復などの必要な措置を命ずることができます。

無断転用をした者は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金となっています。

・・・農地転用に関する相談は、お近くの農業委員または農業委員会へ・・・

・・・農地を相続等によって権利取得したときは・・・

農地法の改正により農地の権利を相続等により取得したときは農業委員会に届出をしなければなりません。届出は権利取得を知った日から概ね10ヶ月以内にとされています。なお、この届出により権利取得の効力を発生させるものではありません。

届出書は農業委員会にお問い合わせ下さい。

農地の転用には許可が必要です！！



農地を相続等によって権利取得したときは

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、罰則の規定があります！

ご希望により、地元で農地の借り手を探して紹介したり、農地の管理についての相談に応ずるなどのお手伝いをします。

「届出書」の入手、ご不明な点や詳細等につきましては、農業委員会へお問い合わせ下さい。

農業者年金に加入して老後に備えましょう

加入要件 ①年齢要件・・・60才未満 ②国民年金の要件・・・国民年金第1号被保険者
③農業上の要件・・・年間60日以上農業に従事

上記3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者・配偶者・後継者などの家族従事者でも加入できます。

ポイント1→保険料は自由に決められます（月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由選択）

ポイント2→公的年金ならではの税制上の優遇措置があります（支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります）

ポイント3→認定農業者で青色申告をしている方は国から月額最高1万円の保険料補助があります

・・・年金加入推進強化月間12月～2月・・・

こんな人が
加入できます。



農業経営者 農地の権利名義を持たない配偶者

←農業者年金には



農地の権利名義を持たない後継者



農業従事者



高産農業者



施設園芸等農業者など

みんなで読もう
全国農業新聞

全国農業新聞は、農家の経営と生活に役立つ農家の専門紙です。是非ご愛読ください。

- 発行毎週金曜日
- 購読料 1ヶ月 600円
- 購読申し込み 七戸町農業委員会

編集後記

暑い夏もやっと終わり、過ごしやすい秋風を感じほっと一息、さあ稲刈りの準備と気合を入れたところに、今年の米の仮渡し金が発表になった。

J A米一等六〇キロで八五〇〇円、豊作と所得補償制度の影響で、やや値下がりには覚悟していたがこれほどとは思わなかった。私が農業を始めた頃の半分以下の値段で気が抜けてしまった。何のために規模拡大してきたのか・・・

米余りと言われながら大国に気を遣って米を輸入し国内の米農家には税金を使って生かさず殺さずやとと食料自給率四〇%を維持している。何か矛盾を感じるのだが、稲刈りが早まった分、雪が降るまでの間に余裕が出来る。

気を取り直して来年の作付けの準備をしようと思う。皆さん頑張りましょう。

- 編集委員長 天間正大
- 編集副委員長 高田武志
- 編集委員 町屋清志
- 天間六朗
- 佐藤午之助